



かわぐち かずお
川口 和雄

しんわかい
津和会

津市観光協会の補助金の返還請求について

問 補助事業は事業終了報告を受け、厳格なる最終審査を行い補助金を交付するのが原則。しかし、観光協会においては事業の最終チェックを一切せず補助金を全額交付している。本来津市に返還しなければならない補助金総額は1,415万4,000円に膨らんでいる。なぜ観光協会だけ特別扱いなのか。また、返還請求はしないのか。補助金は市民から頂いた貴重な税金である。

答 補助金交付事業にはいろいろな種類があり、実績報告書により領収書などの証拠書類を審査してから精算交付し、また、補助金が残る場合には返還してもらう事業もある。

津市観光協会への補助金については、公益性のある事業に対し、補助金に係る交付指針に基づいて交付しており、その対象事業額が補助額を上回っていることから、補助は有効なものであると考えている。返還については、今までの補助金が対象事業に対し過充当にならなければ問題ないとしたルールに基づき交付してきたことから、返還請求はできないと考えている。

今後は、新しいスタイルのやり方をきちっとできるように平成27年度予算から改めていきたい。

●その他の質疑・質問●

- 商工観光部長の津市観光協会理事としての責務は
- 毎年津市観光協会に90%以上もの過大な補助金を交付していることについて
- ・その理由は
- 委託事業について
- 公務員による個人情報流出の結末は



▲収支決算報告書がでたらめな津市観光協会



はせがわ ただし
長谷川 正

むかい は
無会派

整備不良ダンプの公道走行について

問 (仮称)香良洲高台防災公園に、土砂を運搬しているダンプのなかにツルツルのタイヤを履いている車両を見かけた。タイヤがツルツルでは車検切れの可能性もある。こんな車両が公道を走っていて事故でも起こしたら、地域住民に大変迷惑をかける。公共工事全般に関わることであり、整備不良車両は公道を走ってはいけないと市から指導の徹底を求める。

答 公共工事に使用する車両については、工事仕様書にも不良車両の使用禁止について明記されており、道路交通法においても不良車両については罰則が科せられることとなっている。現在も定期的に国土交通省及び県と調整会議を行い、不良車両の排除を徹底してきたところであるが、このように不良車両が使用されていることは非常に残念なことである。

(仮称)香良洲高台防災公園に土砂を搬入している業者に関わらず、不良車両の使用は法律的にも禁止されている行為であるため、今後このようなことが起こらないよう再度、関係機関に対し請負業者にしっかりと指導するように働きかけるとともに、関係部局と調整を図り、指導を徹底していく。

●その他の質疑・質問●

- ボートレース津は昭和27年から今日までに約749億円津市の一般会計に繰り出し貢献している。今後も売り上げを伸ばして津市に貢献を
- 半田の陥没による2件の裁判、全面敗訴により控訴したが、市民の大切な血税を投入している。是が非でも逆転勝訴して、今後の津市の開発指導行政に支障のないように など



▲一般会計への貢献が期待されるボートレース津